

岡山赤十字看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、赤十字の理念を基調とし、豊かな人間性を育み、看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師として、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、岡山赤十字看護専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を岡山県岡山市北区青江二丁目1番1号に置く。

第2章 学科、修業年限及び学生定員

(課程、分野及び学科)

第4条 本校の課程、分野及び学科は次のとおりとする。

課 程	分 野	学 科
専門課程	医療関係	看護学科・3年課程

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 学生は、5年を超えて在学することはできない。

(定員)

第6条 学生の総定員は120名、各学年定員は40名、1学級は40名とする。

(授業時間)

第7条 始業及び終業時間は、午前8時50分から午後4時までとする。ただし実習その他の理由により学校長が必要と認めた場合は、変更することができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 日本赤十字社創立記念日（5月1日）
 - (4) 春季休業 3月20日から 4月 2日まで
 - (5) 夏季休業 7月26日から 8月26日まで（3年生は8月24日まで）
 - (6) 冬季休業 12月24日から 1月 5日まで
- 2 必要がある場合、学校長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

（入学の時期）

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第12条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

（入学の出願）

第13条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、書類等については、学校長が別に定める。

（入学者の選考）

第14条 前条の入学志願者については、学校長が別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本校が指定する期日までに、誓約書その他本校所定の書類に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第16条 保証人は、2名とし、学生の在学中その一身上に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人が死亡し又はその資格を失ったときは、直ちに他の保証人を補充し、誓約書をあらためて提出しなければならない。

4 保証人の住所、氏名に変更があったときは、直ちに学校長に届出なければならない。

（入学延期の願出）

第17条 入学を許可された者が傷病その他やむを得ない事由のため入学延期を願い出ようとする場合は、所定の入学延期願に医師の診断書等の書類を添えて学校長に提出するものとする。

（転入学）

第18条 本校に転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、学校長は別に定めるところにより入学を許可することができる。

（休学）

第19条 学生が傷病その他やむを得ない理由により休学する場合は、保証人連署の願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

（休学の期間）

第20条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

(出席停止)

第22条 学校長は、病気その他の理由により学生に出席停止を命ずることができる。

(自主退学又は転学)

第23条 学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(退学命令)

第24条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、退学を命ずることができる。

- (1) 休学期間を超えてなお修学できない者
- (2) 長期間にわたり行方不明の者
- (3) 授業料等を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

第5章 教育課程及び成績の評価

(教育課程)

第25条 教育課程は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第26条 前条別表第1に示す授業科目の単位の計算の方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習を含む。）及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定めること。

(単位の認定)

第27条 授業科目を履修した学生に対し、試験により単位を与える。

- 2 授業科目の配置、単位数及び履修方法等は、学校長が別に定める。
- 3 授業科目について所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。
- 4 成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 5 傷病その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 6 追試験については、学校長が別に定める。
- 7 成績が60点未満の学生に対しては、再試験を行うことがある。
- 8 再試験については、学校長が別に定める。

(入学前の既習単位の認定)

第28条 本校は、教育上有益と認めるときは、学校長が別に定めるところにより、大学若しくは高等専門学校又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）において厚生労働省が定める医療関係職種に資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者が、本校に入学する以前に修得した単位については、本人からの申請に基づき、個々の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認める場合には、総取得の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- 2 指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護及び福祉士法施行規則等の一部改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士

介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第 6 章 卒業

（卒業）

第 2 9 条 学校長は、本校に 3 年以上在学し、第 2 5 条に定める授業科目を履修し、1 0 2 単位以上を修得した者について卒業を認定する。

2 学校長は、書式第 1 号により、卒業証書を授与する。

3 前項の卒業証書を授与された者には、学校長は、書式第 2 号により、専門士（医療専門課程看護学科）の称号を授与する。

4 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、卒業を認めないものとする。

（資格の取得）

第 3 0 条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第 7 章 受験料、入学金、授業料等

（授業料等の種類及び額等）

第 3 1 条 入学を志願する者は受験料を、入学を許可された者は入学金、授業料及び施設整備費を納付しなければならない。

2 前項に定める受験料、入学金、授業料及び施設整備費の納付金額は、別表第 2 のとおりとする。

（授業料等の納付時期）

第 3 2 条 受験料は入学願書提出時に、入学金は入学手続き時にそれぞれ納入しなければならない。授業料及び施設整備費は、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれ前期分及び後期分とし、前期分を 4 月中に、後期分を 10 月中に納付しなければならない。

（授業料等の特例）

第 3 3 条 学校長は、経済的理由により授業料等を納付することが困難であると認められ、かつ学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない理由があると認められる者にかかる授業料等の納付の特例を定めることができる。

（休学の場合の授業料等）

第 3 4 条 休学を許可された場合は、休学当該期及び復学当該期の授業料及び施設整備費は原則として納付しなければならない。

2 半学期又は全学期すべての日を休学する場合は、授業料及び施設整備費を免除する。ただし、半学期のすべての日を休学する場合には、在籍料として 1 5, 0 0 0 円、全学期の休学は 3 0, 0 0 0 円を納付しなければならない。

（退学、転学及び停学の場合の授業料等）

第 3 5 条 退学又は転学を許可された場合、又は退学を命ぜられた場合においても、その学期の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。

（受験料、入学金及び授業料等の返還）

第36条 既納の受験料、入学金、授業料及び施設整備費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第37条 学校に次の職員を置くものとする。

学 校 長	1名
副学校長	1名
教務主任	1名
専任教師	8名以上
講 師	30名以上
校 医	1名
事務部長	1名
主 事	2名以上

- 2 前項の職員のほか、学校等は必要があると認めるときは、教務部に教務助手及び舎監、事務部に事務係長及び業務員並びに常勤又は非常勤の嘱託を置くことができる。
- 3 第1項の専任教師のうち1名を実習調整者とする。

第9章 学校運営会議等

(学校運営会議)

第38条 学校運営に関する重要な事項を審議するため、学校運営会議を置く。

- 2 学校運営会議は、学校長、副学校長、事務部長及び教務主任、学校を置く医療施設の看護部長及び学校を設ける支部の事務局長、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。
- 3 学校運営会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教育会議)

第39条 教育に関する重要な事項を審議するため、教育会議を置く。

- 2 教育会議は、学校長、副学校長、教務主任、専任教師及び学校設置病院の教育担当者、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。
- 3 教育会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教師会議)

第40条 教育に関する具体的な事項を審議するため、教師会議を置く。

- 2 教師会議は、副学校長、教務主任及び専任教師をもって運営し、副学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、副学校長が指名する職員を出席させることができる。
- 3 教師会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(講師会議)

第41条 各教科の授業に関する協議や連絡調整を図るため、講師会議を置く。

- 2 講師会議は、学校長、副学校長、教務主任、専任教師及び講師をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。
- 3 講師会議の協議事項は、学校長が別に定める。

(学校評価)

第42条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教

育活動等の状況について毎年度自己点検評価及び学校関係者評価を行い、その結果を公表する。また、外部の識見を有する者による評価を行うよう努める。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第43条 学校長は、学校長が別に定めるところにより学生の健康管理を行うものとする。

2 前項の健康管理は、原則として別表第3の健康診断票により行うものとする。

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第45条 本校の学則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 雑則

(細則の制定)

第46条 この学則を施行するために必要な細則は、学校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成8年11月22日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

2 この学則施行の際、現に本校に在学している者については、改正前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年2月23日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の前日に、現に在学している学生については、改正後の学則にかかわらず、改正前の学則を適用するものとする。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
ただし、休学中の在籍料納付については平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年10月27日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は平成26年度入学生から、
第31条第2項の改正規定については平成27年度入学生から適用する

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に本校に在学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日に本校に在学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、書式第2号による称号授与は、令和8年度入学生から適用する。また、令和8年3月31日に本校に在学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。